

注意事項

○検査実施分（検査費用）の申請上限額

交付金の申請上限額（基準額）は「別紙 2」のとおりです。

検査キット原価は、「仕入日」を基準として積算することになります。

このため、検査キットの仕入日を納品書等で確認する必要がありますので、検査で使用した検査キットに係る納品書等の写しをすべて提出してください。

なお、検査実施に係る各種相当額は、「検査実施日」を基準として積算することになります。

交付金の交付対象経費の算定例は「別紙 3」のとおりです。

別記様式 7「実績報告書」（エクセル様式）のシート名「（入力シート）〇月分」の黄色セルに、各月毎の検査拠点稼働日数、検査件数、仕入日、仕入数等の情報を入力していただくと、自動計算でシート名「積算計算書」に、検査実施分（検査費用）の補助予定額が算出されます。

○体制整備費用の申請上限額

交付金の申請上限額は 130 万円となります。実費負担が 130 万円以上であっても、実績報告書を作成する際には、130 万円以内で積算をお願いします。

令和 5（2023）年 2 月から令和 5（2023）年 3 月までにかかった費用が対象です。

※ただし、過去の交付申請で一度精算している場合は、当該精算分を 130 万円から差し引いた金額が、上限額となります。

○消費税の取り扱い

検査キット等を仕入れた際に課税されている消費税は、そのまま計算に加えて申請額を積算してください。なお、積算後の申請額に改めて消費税を課税する必要はありません。

○実績報告書と無料検査実施件数報告資料の突合

前回の申請の際に、実績報告書と件数報告資料の件数が不一致となる事案が非常に多く見受けられたため、提出する前に必ず突合を実施し一致することを確認してください。

なお、件数報告資料を、県様式以外（任意様式）で作成したものについては、突合した結果（定着促進：PCR〇件、抗原〇件、陽性〇件 一般検査：PCR〇件、抗原〇件、陽性〇件）を、ページ別に余白に必ず記入し提出してください。

※一致していない場合、申請いただいた金額を交付できない場合があります。

○各証拠書類等の宛名

前回の申請の際に、証拠書類における宛名と事業者名の相違や、空白となっていることで、証拠書類としての確認ができない事案が多く見受けられたため、提出する前に証拠書類の内容を必ず確認してください。

なお、根拠書類が複数の店舗等の申請に跨る場合には、書類に通し番号を振るなど、分かりやすく加工した上で提出してください。

○端数の計算

申請額を算出する際に生じる小数点以下の端数については、切り捨てとしてください。